

平成30年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部障害福祉課
評価対象期間	H30.4.1 ~ H31.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立幸報苑
	所在地	山県市大桑3606
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	H28.4.1 ~ R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H28	1,178
H29	1,160
H30	1,144

3 平成30年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	202,909
利用料金	200,893
指定管理料	0
そ の 他	2,016
支 出 計	188,184
人 件 費	130,259
施設管理費	13,300
そ の 他	44,625
差 引	14,725
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・授産施設としての歴史はあるが高齢化、重度化、作業量の減少で方向転換をしなければならない現状であることは理解できる。誰のための作業か、何のための作業かなど、利用者の自治会など利用者主体を念頭におくとともに話し合い、折り合いをつけていく必要がある。	・ご利用者との懇談会を2ヶ月に一度開催し、作業内容や提供時間等について意見を聞き了承を得ながら進めました。作業がご利用者にとって生きがいや楽しみであることを念頭におき、ご利用者と職員で検討していきます。
・健康管理に努め異常時に早めの対応をしているが空床状態が長く続いていることの原因と相談体制・施設見学などの対応を考える必要がある。若干ではあるが、定員に満たない状況が続いている。	・空床状態が続いているため、新規入所者獲得のために各市町村や相談支援事業所等と連携を取り、何件か問い合わせがありました。短期入所・日中一時支援等のサービスがないため、その都度、施設見学の機会を設けたり、1日体験ができる機会を提供しましたが、入所には至りませんでした。設備面で断られるケースが多くなるため、まずはトイレ・個浴槽等の整備をしています。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修を内部外部共に積極的に行った。 ・施設の維持管理は適正 ・制度改革後の事業所運営に努力しているが、旧授産施設を生かした施設運営は必要ではないか。
設置目的の充足状況	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時の読み合わせの実施等、職員間で利用者の特性等を意識した支援に取り組まれていた。 ・従前の施設の設置目的と制度改革による事業体系による事業内容の変遷に対応する努力をしている。 ・第三者評価を受けた結果、前後の取組からどのように改善へ繋げるか明らかにすると良い。
公共性の確保の状況	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害マニュアル等について研修を実施された。 ・毎月利用者への処遇、管理運営、危機管理等複数の研修を実施されている。 ・身体的、能力的にも自立度の高い利用者であれば「働く」ことへの欲求は大きいものがあるのではないか。
経営状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施設運営の方向性について検討を始められた。 ・資金収支計算書では収支状況は適正と見れる。 ・短期入所等の利用に備えた施設設備の整備を検討して下さい。
派生的効果	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・地元との意見交換会を実施し災害時防犯体制を確認した。 ・地域の関係機関・団体・めざす委員の施設委員等と施設が連携を図っている。 ・外部の関連するサービスと双方向の取り組みを検討して、取り組みを広げて下さい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人1人とのコミュニケーションを深めることで、ニーズに合った支援ができるよう努めた。 ・三光園と共同で苑祭を実施するなど、地域との交流を積極的に行うことで、地域とのつながりを深められるよう努めた。 ・若干定員に満たない状況が続いており、引き続き入所者の確保が求められる。 ・入所者それぞれのニーズに対応した適切な支援を行えるよう、引き続き検討を重ねていただきたい。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する